

## 競技団体別指導者養成事業 実施要項

### 1. 目的

本県のスポーツ指導者の資質向上や、選手の能力やパフォーマンスを引き出す科学的、合理的なトレーニング等の指導ができる指導者を養成し競技力の向上を図る。

### 2. 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体

### 3. 実施内容

各競技団体が、指導者を対象として開催する県外優秀指導者を講師として招いた県内研修会に必要な経費を支援する。

### 4. 事業の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 5. 補助対象

研修会で招聘する指導者の旅費及び謝金、会場使用料、理事長が特に必要と認める経費

### 6. 実施上の留意点

- ① 中学高校年代の選手をどのように育成、強化をしていくのかの観点を必ず含めた実施内容とすること
- ② 招聘指導者については、中学高校年代の選手育成や強化に優れた実績を持つ方を人選すること
- ③ 指導者の各種資格の取得並びに更新を目的とした研修会は対象外とする。
- ④ 当事業は指導者養成を目的とした事業であり、選手の育成が主となる「招請合宿」とは異なる

### 7. その他

本事業の実施を希望する団体は、別紙「実施調査票」を提出する。実施希望団体が複数ある場合は、実施内容やこれまでの実施実績を基に対象の可否を決定する。